

○総務省告示第七十号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第三百三十七条の三第三項及び第五項の規定に基づき、総務大臣が別に告示する国又は地域及び値を次のとおり定める。

令和八年四月三日

総務大臣 林 芳正

1 無線局運用規則第三百三十七条の三第三項及び第五項に規定する総務大臣が別に告示する国又は地域は、次の表に掲げるとおりとする。

国又は地域
アルメニア共和国
アゼルバイジャン共和国
ベラルーシ共和国
ロシア連邦
カザフスタン共和国
モンゴル国
ウズベキスタン共和国
キルギス共和国

北朝鮮
タジキスタン共和国
トルクメニスタン

2 無線局運用規則第三百三十七条の三第三項に規定する総務大臣が別に告示する値は、表の上欄に掲げる水平方向を基準とした電波の到来角の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる値とする。

電波の到来角 (θ)	電力束密度
一度未満	(一) 一四五デシベル (一ワットを〇デシベルとする。以下同じ。)
一度以上八〇度未満	次に掲げる式による値以下 $-145 + 0.4347 \times (\theta - 11)$ デシベル
八〇度以上九〇度以下	(一) 一一五デシベル

3 無線局運用規則第三百三十七条の三第五項に規定する総務大臣が別に告示する値は、表の上欄に掲げる水平方向を基準とした電波の到来角の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる値とする。

電波の到来角 (θ)	電力束密度
五度以下	(一) 一六五デシベル

<p>五度を超え二五度以下</p>	<p>次に掲げる式による値以下 $-165 + 1.75 \times (\theta - 5)$ デシベル</p>
<p>二五度を超え九〇度以下</p>	<p>(一) 一三〇デシベル</p>

○総務省告示第七十一号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定を実施するため、昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月三日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>〔一〕五 略</p> <p>六 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の五に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性</p> <p>1 周波数分割複信方式（半複信方式のものを含む。）を用いるものの受信設備</p> <p>〔表略〕</p> <p>〔注1〕4 略</p> <p>5 チャネル間隔が一・〇八MHzの陸上移動局にあつては、通信の相手方となる基地局又は高高度基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの表の実効選択度の項陸上移動局の欄に規定する値を満たすこと。</p> <p>6 高高度基地局（再生中継方式（設備規則第四十九条の六の九第二項第三号に規定する再生中継方式をいう。以下同じ。）を用いるものに限る。）の受信設備にあつては、この表の感度の項基地局の欄に規定する値を満たすこと。</p> <p>〔2 略〕</p> <p>六の二 設備規則第三条第四号の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局及びローカル5G（設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gをいう。）の無線局の審査に適用する受信設備の特性</p> <p>〔1 略〕</p> <p>2 周波数分割複信方式（半複信方式のものを含む。）を用いるものの受信設備</p> <p>(1) 感度</p> <p>ア 基地局又は高高度基地局（再生中継方式を用いるものに限る。）の感度</p> <p>〔略〕</p> <p>〔表略〕</p> <p>〔イ 略〕</p> <p>〔2〕(4) 略</p> <p>〔七〕二十三 略</p> <p>二十四 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第三条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムをいう。以下同じ。）の無線局の審査に適用する受信設備の特性</p> <p>1 感度</p> <p>〔(1) 略〕</p>	<p>〔一〕五 同上</p> <p>六 〔同上〕</p> <p>1 〔同上〕</p> <p>〔表同上〕</p> <p>〔注1〕4 同上</p> <p>5 チャネル間隔が一・〇八MHzの陸上移動局にあつては、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの表の実効選択度の項陸上移動局の欄に規定する値を満たすこと。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>六の二 〔同上〕</p> <p>〔1 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>(1) 〔同上〕</p> <p>ア 基地局の感度</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔表同上〕</p> <p>〔イ 同上〕</p> <p>〔2〕(4) 同上</p> <p>〔七〕二十三 同上</p> <p>二十四 〔同上〕</p> <p>1 〔同上〕</p> <p>〔(1) 同上〕</p>

<p>(2) 陸上移動局（広帯域移動無線アクセスシステムの無線局による無線通信の中継を行うものにあつては、再生中継方式により中継を行うものに限る。）の感度</p> <p>〔略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p>	<p>(2) 陸上移動局（広帯域移動無線アクセスシステムの無線局による無線通信の中継を行うものにあつては、再生中継方式（設備規則第四十九条の二十九第四項第一号イに規定する再生中継方式をいう。以下同じ。）により中継を行うものに限る。）の感度</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

○総務省告示第七十二号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）別表第一号の三第1の表21の項及び第2の表2の項の規定に基づき、昭和五十一年郵政省告示第八十七号（電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月三日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>[1～5 略]</p> <p>6 携帯無線通信を行う<u>基地局及び高高度基地局</u>（以下この項において「<u>基地局等</u>」という。）並びに広帯域移動無線アクセスシステム（2,575MHzを超え2,595MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。以下同じ。）の基地局、携帯無線通信を行う基地局及び広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は<u>基地局等</u>と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合その中継を行う無線局の装置の工事設計の全部又は一部分について変更する場合（装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。）</p> <p>【表略】</p> <p>【注 略】</p> <p>【7～9 略】</p>	<p>[1～5 同左]</p> <p>6 携帯無線通信を行う<u>基地局及び広帯域移動無線アクセスシステム</u>（2,575MHzを超え2,595MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。以下同じ。）の基地局、携帯無線通信を行う基地局及び広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は<u>基地局</u>と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合その中継を行う無線局の装置の工事設計の全部又は一部分について変更する場合（装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。）</p> <p>【表同左】</p> <p>【注 同左】</p> <p>【7～9 同左】</p>
備考 案中の「」の記載は削除される。	

○総務省告示第七十三号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）を実施するため、平成三十年総務省告示第三百五十六号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月三日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第1号 無線局の種類コード

第1 基本コード

項目	コード
[略]	
基地局	F B
高高度基地局	F H
[略]	

[第2 略]

改正前

別表第1号 [同左]

第1 [同左]

項目	コード
[同左]	
基地局	F B
[同左]	

[第2 同左]

備考 表中の「」の記載は注記である。

○総務省告示第七十四号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九第一項第二号ロ及びハ並びに第五項第一号並びに別表第三号17(3)の規定に基づき、平成二十六年総務省告示第三百三十八号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるもの及び時分割複信方式を用いるものうち、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月三日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

<p>一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件</p> <p>1 設備規則第四十九条の六の九第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>基地局及び高高度基地局</u>（以下「<u>基地局等</u>」という。）の送信装置 〔ア・イ 略〕</p> <p>(2) <u>陸上移動局の送信装置</u></p> <p>ア 一の搬送波を送信する送信装置又は連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置</p> <p>(ア) 一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値 〔表略〕</p> <p>注1 チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあつては、通信の相手方となる<u>基地局等</u>のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。 〔2〜5 略〕</p> <p>(イ) 搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値 〔表略〕</p> <p>注1 チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあつては、通信の相手方となる<u>基地局等</u>のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。 〔2〜6 略〕</p> <p>〔イ 略〕</p> <p>2 設備規則第四十九条の六の九第一項第二号ハの総務大臣が別に告示する<u>基地局等</u>の送信装置の相互変調特性は、次のとおりとする。</p> <p>〔1・(2) 略〕</p> <p>〔3 略〕</p> <p>4 設備規則第四十九条の六の九第五項第一号の総務大臣が別に告示する周波数の範囲は、次の表の上欄に掲げる通信の相手方となる<u>基地局等</u>のチャネル間隔に同じ、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数を、通信の相手方となる<u>基地局等</u>のチャネル間隔と同じチャネル間隔の陸上移動局の送信周波数帯域の上端及び下端から除いた範囲とする。</p> <table border="1" data-bbox="252 212 351 1097"> <tr> <td data-bbox="252 212 351 645">通信の相手方となる<u>基地局等</u>のチャネル間隔 (MHz)</td> <td data-bbox="252 645 351 1097">周波数 (MHz)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 212 284 280">〔略〕</td> <td data-bbox="252 645 284 1097">〔略〕</td> </tr> </table> <p>〔5 略〕</p>	通信の相手方となる <u>基地局等</u> のチャネル間隔 (MHz)	周波数 (MHz)	〔略〕	〔略〕
通信の相手方となる <u>基地局等</u> のチャネル間隔 (MHz)	周波数 (MHz)			
〔略〕	〔略〕			

改正前

<p>一 〔同上〕</p> <p>1 〔同上〕</p> <p>(1) <u>基地局</u>の送信装置 〔ア・イ 同上〕</p> <p>(2) 〔同上〕</p> <p>ア 〔同上〕</p> <p>(ア) 〔同上〕</p> <p>〔表同上〕</p> <p>注1 チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあつては、通信の相手方となる<u>基地局</u>のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。 〔2〜5 同上〕</p> <p>(イ) 〔同上〕</p> <p>〔表同上〕</p> <p>注1 チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあつては、通信の相手方となる<u>基地局</u>のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。 〔2〜6 同上〕</p> <p>〔イ 同上〕</p> <p>2 設備規則第四十九条の六の九第一項第二号ハの総務大臣が別に告示する<u>基地局</u>の送信装置の相互変調特性は、次のとおりとする。</p> <p>〔1・(2) 同上〕</p> <p>〔3 同上〕</p> <p>4 設備規則第四十九条の六の九第五項第一号の総務大臣が別に告示する周波数の範囲は、次の表の上欄に掲げる通信の相手方となる<u>基地局</u>のチャネル間隔に同じ、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数を、通信の相手方となる<u>基地局</u>のチャネル間隔と同じチャネル間隔の陸上移動局の送信周波数帯域の上端及び下端から除いた範囲とする。</p> <table border="1" data-bbox="252 1176 351 2060"> <tr> <td data-bbox="252 1176 351 1608">通信の相手方となる<u>基地局</u>のチャネル間隔 (MHz)</td> <td data-bbox="252 1608 351 2060">周波数 (MHz)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 1176 284 1243">〔同上〕</td> <td data-bbox="252 1608 284 2060">〔同上〕</td> </tr> </table> <p>〔5 同上〕</p>	通信の相手方となる <u>基地局</u> のチャネル間隔 (MHz)	周波数 (MHz)	〔同上〕	〔同上〕
通信の相手方となる <u>基地局</u> のチャネル間隔 (MHz)	周波数 (MHz)			
〔同上〕	〔同上〕			

6 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局等の送信装置

チャネル間隔	五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHz	離調周波数	〔略〕	不要発射の強度の許容値	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値。ただし、離調周波数が一〇・五MHz以上の場合において、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する基地局等にあつては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値とする。
〔略〕		〔略〕			
一〇・〇五MHz以上					

注1 基地局等が使用する周波数帯(七七〇MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数帯をいう。ただし高度基地局にあつては二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数帯に限る。以下この項において同じ。)の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。

〔2〕4 略〕

(2) 陸上移動局の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置又は連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

〔表略〕

注1 チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあつては、通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。

〔2・3 略〕

〔イ 略〕

7 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 略〕

(2) 高度基地局の送信装置

6 〔同上〕

(1) 基地局の送信装置

チャネル間隔	五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHz	離調周波数	〔同上〕	不要発射の強度の許容値	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値。ただし、離調周波数が一〇・五MHz以上の場合において、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する基地局等にあつては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値とする。
〔同上〕		〔同上〕			
一〇・〇五MHz以上					

注1 基地局が使用する周波数帯(七七〇MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数帯をいう。以下この項において同じ。)の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。

〔2〕4 同上〕

(2) 〔同上〕

ア 〔同上〕

〔表同上〕

注1 チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあつては、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。

〔2・3 同上〕

〔イ 同上〕

7 〔同上〕

(1) 同上〕

〔新設〕

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dB以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dB以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dB以下の値
一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dB以下の値

注1 高度基地局が使用する周波数帯の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。

- 2 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。
- 3 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、当該複数の搬送波を送信した状態で、この表の許容値を適用する。この場合において、複数の空中線から同時に電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

(3) 陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
四七〇MHz以上七一〇MHz以下	1 七一五MHzを超え七四八MHz以下又は七四八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を使用するもの(チャンネル間隔が三MHz、一五MHz及び二〇MHzのものを除く。) 任意の六MHzの帯域幅における平均電力が(一)二六・二dBm以下の値
[略]	[2 略]

注1 九kHz以上四七〇MHz未満、七一〇MHzを超え七七〇MHz未満、八〇三MHzを超え八六〇MHz未満、八九〇MHzを超え九四五MHz未満、九六〇MHzを超え一、四七五・九MHz未満、一、五一〇・九MHzを超え一、八〇五MHz未満、一、八八〇MHzを超え一、八八四・五MHz未満、一、九一五・七MHzを超え二、〇一〇MHz未満、二、〇二五MHzを超え二、一一〇MHz未満及び二、一七〇MHzを超え二・七五GHz未満の周波数帯については、一八〇kHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一・八MHz以上、三MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から七・五MHz以上、五MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz以上、一〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心

周波数	不要発射の強度の許容値
四七〇MHz以上七一〇MHz以下	1 七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を使用するもの(チャンネル間隔が三MHzのものを除く。) 任意の六MHzの帯域幅における平均電力が(一)二六・二dBm以下の値
[同上]	[2 同上]

注1 九kHz以上四七〇MHz未満、七一〇MHzを超え七七〇MHz未満、八〇三MHzを超え八六〇MHz未満、八九〇MHzを超え九四五MHz未満、九六〇MHzを超え一、四七五・九MHz未満、一、五一〇・九MHzを超え一、八〇五MHz未満、一、八八〇MHzを超え一、八八四・五MHz未満、一、九一五・七MHzを超え二、〇一〇MHz未満、二、〇二五MHzを超え二、一一〇MHz未満及び二、一七〇MHzを超え二・七五GHz未満の周波数帯については、一八〇kHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一・八MHz以上、三MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から七・五MHz以上、五MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz以上、一〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心

心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上、一・〇八MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの注1に規定する送信周波数帯域（チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあつては、この表のそれぞれのチャネル間隔（一八〇kHzのものを除く。）の送信周波数帯域（当該送信周波数帯域にチャネル間隔が一・〇八MHzの送信装置の占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること。）の中心周波数からの周波数以上となる周波数帯に限り、この表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

[2・3 略]

[二略]

心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上、一・〇八MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの注1に規定する送信周波数帯域（チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあつては、この表のそれぞれのチャネル間隔（一八〇kHzのものを除く。）の送信周波数帯域（当該送信周波数帯域にチャネル間隔が一・〇八MHzの送信装置の占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること。）の中心周波数からの周波数以上となる周波数帯に限り、この表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

[2・3 同上]

[二同上]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している無線設備規則第四十九条の六の九に規定する陸上移動局の無線設備の条件については、この告示による改正後の平成二十六年総務省告示第三百三十八号第一項第七号(3)の表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 この告示の施行の際現に受けている無線設備規則第四十九条の六の九に規定する陸上移動局の無線設備に係る電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第三十八条の二の二第一項の技術基準適合証明及び同法第三十八条の二十四第一項の工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この告示の施行後においても、なおその効力を有する。

3 この告示の施行の際現にされている無線設備規則第四十九条の六の九に規定する陸上移動局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例による。

4 前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により陸上移動局の無線設備が受けた技術基準適合証明等は、この告示の施行後においても、なおその効力を有する。

5 第二項及び前項の規定によりなお効力を有するとされた技術基準適合証明等により表示が付された無線設備については、当該技術基準適合証明等の工事設計に変更がない限りにおいて、この告示による改正後の平成二十六年総務省告示第三百三十八号第一項第七号(3)の表の規定の条件に適合するものとして、技術基準適合証明等を受けたものとみなす。

○総務省告示第七十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の十三第一項第二号及び別表第三号17(3)の規定に基づき、令和二年総務省告示第二百五十一号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月三日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

<p>一 送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 基地局及び高高度基地局（以下「基地局等」という。）の送信装置</p> <p>〔1〕・〔2〕 略</p> <p>〔2〕 略</p> <p>二 基地局等の送信装置の相互変調特性は、次に定めるとおりとする。</p> <p>〔1〕・〔2〕 略</p> <p>〔三〕 略</p> <p>四 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 基地局等の送信装置</p> <p>〔略〕</p> <p>〔表略〕</p> <p>注1 基地局等が使用する周波数帯（七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数帯をいう。）の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。</p> <p>〔2〕 略</p> <p>五 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。</p> <p>〔1〕 略</p> <p>2 高高度基地局の送信装置</p> <p>次の表の上欄に掲げる周波数帯において、不要発射の強度が同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。</p> <table border="1" data-bbox="263 219 582 1093"> <thead> <tr> <th>周波数帯</th> <th>不要発射の強度の許容値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九kHz以上一五〇kHz未満</td> <td>任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）三dB以下の値</td> </tr> <tr> <td>一五〇kHz以上三〇MHz未満</td> <td>任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三dB以下の値</td> </tr> <tr> <td>三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満</td> <td>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三dB以下の値</td> </tr> <tr> <td>一、〇〇〇MHz以上一、二七五GHz未満</td> <td>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三dB以下の値</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 高高度基地局が使用する周波数帯（一、一一〇MHzを超え一、一七〇MHz以下の周波数帯をいう。）の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。</p>	周波数帯	不要発射の強度の許容値	九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）三dB以下の値	一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三dB以下の値	三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三dB以下の値	一、〇〇〇MHz以上一、二七五GHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三dB以下の値	<p>一 〔同上〕</p> <p>1 基地局の送信装置</p> <p>〔1〕・〔2〕 同上</p> <p>〔2〕 同上</p> <p>二 基地局の送信装置の相互変調特性は、次に定めるとおりとする。</p> <p>〔1〕・〔2〕 同上</p> <p>〔三〕 同上</p> <p>四 同上</p> <p>1 基地局の送信装置</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔表同上〕</p> <p>注1 基地局が使用する周波数帯（七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数帯をいう。）の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。</p> <p>〔2〕 同上</p> <p>〔1〕 同上</p> <p>〔新設〕</p>
周波数帯	不要発射の強度の許容値										
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）三dB以下の値										
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三dB以下の値										
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三dB以下の値										
一、〇〇〇MHz以上一、二七五GHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三dB以下の値										

<p>2 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子においてこの表の許容値を適用する。</p> <p>3 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、当該複数の搬送波を送信した状態で、この表の許容値を適用する。</p> <p>3 [略]</p>	<p>2 [同上]</p>
<p>備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

○総務省告示第七十六号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六第一項第二号及び第二項第五号並びに別表第三号17(1)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第四百五十三号（携帯無線通信の中継を行う無線局の送信装置の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月三日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>一 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 陸上移動局の送信装置</p> <p>〔1〕略</p> <p>(2) 基地局対向器及び高高度基地局対向器（以下「基地局等対向器」という。）に係るもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。） 〔ア〕ウ 略</p> <p>2 陸上移動中継局の送信装置</p> <p>〔1〕略</p> <p>(2) 基地局又は高高度基地局（以下「基地局等」という。）と通信を行うもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。） 〔ア〕ウ 略</p> <p>二 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、送信周波数帯域内に ついてはこの限りでない。</p> <p>1 陸上移動局の送信装置</p> <p>〔1〕略</p> <p>(2) 基地局等対向器に係るもの 〔ア〕ウ 略</p> <p>2 陸上移動中継局の送信装置</p> <p>〔1〕略</p> <p>(2) 基地局等と通信を行うもの 〔ア〕ウ 略</p> <p>三 陸上移動局（再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。）以外の中継方式のものに限る。）の基地局等対向器及び陸上移動局対向器の増幅度特性は、次のとおりとする。</p> <p>〔1〕3 略</p>	<p>一 〔同上〕</p> <p>1 〔同上〕</p> <p>〔1〕同上</p> <p>(2) 基地局対向器に係るもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。） 〔ア〕ウ 同上</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>〔1〕同上</p> <p>(2) 基地局と通信を行うもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。） 〔ア〕ウ 同上</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>1 〔同上〕</p> <p>〔1〕同上</p> <p>(2) 基地局対向器に係るもの 〔ア〕ウ 同上</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>〔1〕同上</p> <p>(2) 基地局と通信を行うもの 〔ア〕ウ 同上</p> <p>三 陸上移動局（再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。）以外の中継方式のものに限る。）の基地局対向器及び陸上移動局対向器の増幅度特性は、次のとおりとする。</p> <p>〔1〕3 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

○総務省告示第百七十七号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の八の二の三第二号ホの規定に基づき、平成二十九年総務省告示第二百九十四号（時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局又はPHSの無線局に使用する無線設備の技術的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月三日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>〔一・二 略〕</p> <p>三 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局に使用する無線設備の技術的条件は、次のとおりとする。</p> <p>〔1〕4 略〕</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、携帯無線通信、広帯域移動無線アクセスシステム及びローカル5Gの基地局、高高度基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局（中継により無線通信を行うものに限る。）と通信を行う時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機（ただし、キャリアアグリゲーション技術を用いる場合を除く。）及び当該子機と通信を行う時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機については電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第九号に掲げる「三」の指定を受けた電気通信事業者（当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信業務の提供（二以上の段階にわたる卸電気通信業務の提供を含む。）を受ける電気通信事業者を含む。）が管理するもの又はローカル5Gの通信を行う者（ただし、電気通信事業者を除く。）が管理するものによることができるものとする。</p> <p>〔6 略〕</p> <p>〔別表第一号〕別表第三号 略〕</p> <p>〔別図第一号〕別図第三号 略〕</p>	<p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>〔1〕4 同上〕</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、携帯無線通信、広帯域移動無線アクセスシステム及びローカル5Gの基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局（中継により無線通信を行うものに限る。）と通信を行う時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機（ただし、キャリアアグリゲーション技術を用いる場合を除く。）及び当該子機と通信を行う時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機については電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第九号に掲げる「三」の指定を受けた電気通信事業者（当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信業務の提供（二以上の段階にわたる卸電気通信業務の提供を含む。）を受ける電気通信事業者を含む。）が管理するもの又はローカル5Gの通信を行う者（ただし、電気通信事業者を除く。）が管理するものによることができるものとする。</p> <p>〔6 同上〕</p> <p>〔別表第一号〕別表第三号 同上〕</p> <p>〔別図第一号〕別図第三号 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

○総務省告示第七十八号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月三日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

各 出 発

各 出 発

第1 無線局（船舶局、船舶地球局、携帯無線通信（設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局、高高度基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局、ローカル5G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局（設備規則第49条の8においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。）を除く。）の検査実施要領
 [1～3 略]
 [第2 略]

第3 携帯無線通信を行う基地局、高高度基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局の検査実施要領
 [1・2 略]

3 無線設備等

[一・一の二 略]

二 電気的特性

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 周波数	1 <u>基地局</u> 及び <u>高高度基地局</u> （以下「 <u>基地局等</u> 」という。）にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である <u>基地局等</u> の指定周波数から任意の1周波数を選定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して測定する。 [2 略]	[略]
2 スプリアス	1 <u>基地局等</u> にあっては送信装	[略]

第1 無線局（船舶局、船舶地球局、携帯無線通信（設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局、ローカル5G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局（設備規則第49条の8においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。）を除く。）の検査実施要領
 [1～3 同左]
 [第2 同左]

第3 携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局の検査実施要領
 [1・2 同左]

3 [同左]

[一・一の二 同左]

二 [同左]

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1 [同左]	1 <u>基地局</u> にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である <u>基地局</u> の指定周波数から任意の1周波数を選定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して測定する。 [2 同左]	[同左]
2 [同左]	1 <u>基地局</u> にあっては送信装置	[同左]

[略]	<p>信の相手方である<u>基地局等</u>の指定周波数から任意の1周波数を選定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定し中継利得を測定して換算する。</p> <p>[2・3 略]</p>	
[注1・注2 略]		

注3 携帯無線通信（設備規則第3条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局等、広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局及びローカル5Gの基地局の送信装置のうち、設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた適合表示無線設備であって、施行規則第43条の6第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づき総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長から確認書の交付を受けた免許人に属する基地局等の無線設備（現に設備規則第9条の5に規定する外部参照信号に同期しているものに限る。）については、周波数及び空中線電力の測定を省略することができる。

[注4 略]

三 総合試験

検査を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地に通信を行って、その通信の状況等を確認する。なお、無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。

総合試験の方法等	検査の成績
[略]	[略]
2 携帯無線通信の <u>基地局等</u> 及び陸上移動中継局にあっては、任意の1チャネルにおいて、実通話試験又はデータ通信試験及びハンドオフの確認を行う。	[略]

[注 略]

[同左]	<p>の相手方である<u>基地局</u>の指定周波数から任意の1周波数を選定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定し中継利得を測定して換算する。</p> <p>[2・3 同左]</p>	
[注1・注2 同左]		

注3 携帯無線通信（設備規則第3条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局、広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局及びローカル5Gの基地局の送信装置のうち、設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた適合表示無線設備であって、施行規則第43条の6第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づき総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長から確認書の交付を受けた免許人に属する基地局の無線設備（現に設備規則第9条の5に規定する外部参照信号に同期しているものに限る。）については、周波数及び空中線電力の測定を省略することができる。

[注4 同左]

三 総合試験

[同左]

総合試験の方法等	検査の成績
[同左]	[同左]
2 携帯無線通信の <u>基地局</u> 及び陸上移動中継局にあっては、任意の1チャネルにおいて、実通話試験又はデータ通信試験及びハンドオフの確認を行う。	[同左]

[注 同左]

備考 表中の「」の記載は注記である。

○総務省告示第七十九号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月三日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

出 発 地		出 発 地	
【1・2 略】 3 無線設備等 【一・一の二 略】 二 電気的特性		【1・2 同左】 3 【同左】 【一・一の二 同左】 二 【同左】	
点検の項目		点検の項目	
1 周波数	【ア～オ 略】 カ アからオまでの規定にかかわらず、携帯無線通信（設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う <u>基地局、高高度基地局</u> （以下「 <u>基地局等</u> 」という。）及び <u>陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム</u> （設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局、ローカル5G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局（設備規則第49条の8においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。）にあつては、次のとおりとする。 (7) <u>基地局等</u> にあつては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあつては通信の相手方である <u>基地局等</u> の指定周波数から任意の1周波数を選定して測定し、地球局にあつては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して測定する。 【(4) 略】	1 【同左】	【ア～オ 同左】 カ アからオまでの規定にかかわらず、携帯無線通信（設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う <u>基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム</u> （設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局、ローカル5G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局（設備規則第49条の8においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。）にあつては、次のとおりとする。 (7) <u>基地局</u> にあつては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあつては通信の相手方である <u>基地局</u> の指定周波数から任意の1周波数を選定して測定し、地球局にあつては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して測定する。 【(4) 同左】
2 スプリアス発射の強度	【ア～キ 略】 ク アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う <u>基地局等</u> 及び陸上移動中継局、広帯	2 【同左】	【ア～キ 同左】 ク アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う <u>基地局</u> 及び陸上移動中継局、広帯域

	<p>域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。</p> <p>(7) <u>基地局等</u>にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である<u>基地局等</u>の指定周波数から任意の1周波数を選定して測定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して測定する。</p> <p>[(4)～(6) 略]</p>		<p>移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。</p> <p>(7) <u>基地局</u>にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である<u>基地局</u>の指定周波数から任意の1周波数を選定して測定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して測定する。</p> <p>[(4)～(6) 同左]</p>
<p>3 不要発射の強度</p>	<p>【ア～キ 略】</p> <p>ク アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う<u>基地局等</u>及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。</p> <p>(7) <u>基地局等</u>にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である<u>基地局等</u>の指定周波数から任意の1周波数を選定して測定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して測定する。</p> <p>[(4)～(6) 略]</p>	<p>3 【同左】</p>	<p>【ア～キ 同左】</p> <p>ク アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う<u>基地局</u>及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。</p> <p>(7) <u>基地局</u>にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である<u>基地局</u>の指定周波数から任意の1周波数を選定して測定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して測定する。</p> <p>[(4)～(6) 同左]</p>
<p>4 占有周波数帯幅</p>	<p>【ア・イ 略】</p> <p>ウ アの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う<u>基地局等</u>及び陸上移動中継局、広帯域移動無線</p>	<p>4 【同左】</p>	<p>【ア・イ 同左】</p> <p>ウ アの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う<u>基地局</u>及び陸上移動中継局、広帯域移動無線</p>

	<p>アセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局のうちトンネル内に設置された無線設備であって、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線から輻射される電波を測定する。</p>
<p>5 空中線電力</p>	<p>【ア～カ 略】</p> <p>シ アからサまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う<u>基地局等</u>及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあつては、次のとおりとする。</p> <p>(7) <u>基地局等</u>にあつては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあつては通信の相手方である<u>基地局等</u>の指定周波数から任意の1周波数を選定して中継利得を測定して換算し、地球局にあつては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して中継利得を測定して換算する。</p> <p>【(イ)・(ウ) 略】</p>
<p>【6～21 略】</p>	
<p>【注1～注3 略】</p>	
<p>注 4 携帯無線通信（設備規則第3条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う<u>基地局等</u>、広帯域移動無線アセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局及びローカル5Gの基地局の送信装置のうち、設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた適合表示無線設備であつて、施行規則第43条の6第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づき総合通信局長又は沖繩総合通信事務所長から確認書の交付を受けた免許人に属する<u>基地局等</u>の無線設備（現に設備規則第9条の5に規定する外部参照信号に同期しているものに限る。）については、周波数及び空中線電力の測定を省略することができる。</p>	

	<p>クセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局のうちトンネル内に設置された無線設備であつて、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線から輻射される電波を測定する。</p>
<p>5 【同左】</p>	<p>【ア～カ 同左】</p> <p>シ アからサまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う<u>基地局</u>及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあつては、次のとおりとする。</p> <p>(7) <u>基地局</u>にあつては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあつては通信の相手方である<u>基地局</u>の指定周波数から任意の1周波数を選定して中継利得を測定して換算し、地球局にあつては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して中継利得を測定して換算する。</p> <p>【(イ)・(ウ) 同左】</p>
<p>【6～21 同左】</p>	
<p>【注1～注3 同左】</p>	
<p>注 4 携帯無線通信（設備規則第3条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う<u>基地局</u>、広帯域移動無線アセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局及びローカル5Gの基地局の送信装置のうち、設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた適合表示無線設備であつて、施行規則第43条の6第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づき総合通信局長又は沖繩総合通信事務所長から確認書の交付を受けた免許人に属する<u>基地局</u>の無線設備（現に設備規則第9条の5に規定する外部参照信号に同期しているものに限る。）については、周波数及び空中線電力の測定を省略することができる。</p>	

[注5 略]

[三 略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

[注5 同左]

[三 同左]